



茨城労働局発表
平成30年8月6日(月)

担 当	茨城労働局労働基準部賃金室				
	室長	熊岡 秀織			
	室長補佐	斉藤 弘行			
	電話	029-224-6216			

平成30年度茨城県最低賃金の改正答申について
- 26円引上げて822円に -

茨城県最低賃金の改正については、本年7月5日、茨城労働局長(福元 俊成)から茨城地方最低賃金審議会(会長 武田 隆志)に諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月6日、現行の最低賃金の時間額796円を26円引上げて(引上率3.27%)、822円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。

答申は、去る7月26日に中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考に、茨城県における各種経済指標などを勘案して慎重に審議した上で答申として取りまとめられたものです。

(参考)

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度(答申)
最低賃金改定額	729円	747円	771円	796円	822円
対前年度引上率	2.24%	2.47%	3.21%	3.24%	3.27%
対前年度引上額	16円	18円	24円	25円	26円

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

【目安審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

目安を提示

地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】

諮 問

調 査 審 議

答 申

異議申出に係る
調査審議

決 定

決定の公示

効力の発生

関係労使から異議申出があった場合に開催